

2025年1月14日

常勤職員の公募について

1. 職　　名 施設系技術職員（建築担当）
2. 募集人員 1名
3. 勤務場所 (契約締結時)
お茶の水女子大学 施設課
東京都文京区大塚二丁目1番1号
東京メトロ丸ノ内線茗荷谷駅又は有楽町線護国寺駅から徒歩7分
(変更の範囲)
本学が定める場所
4. 職務内容 (契約締結時)
大学及び附属学校園施設の計画立案から設計、積算、工事監理 及び、維持保全、企画・調査、修繕 など
(変更の範囲)
本学が定める業務
5. 応募資格
・昭和56年4月2日以降に生まれた方で建築系学士取得の方
長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、上記の者を募集します。（雇用対策法施行規則第1条の3第1項第3号のイ）
・パソコンでCAD、ワード、エクセル等が使用できること
・仕事に熱意があり、協調性に富んでいること
・向上心をもって物事に取り組むことができること
※あれば望ましい資格
・1級・2級建築士の方 ※受験予定の方も歓迎します
・1級・2級建築施工管理技士の方
6. 雇用期間 2026年4月1日以降手続き完了日（4月1日以前も相談可）
試用期間：採用日から6ヶ月間（職務内容、労働条件は同じ）
7. 勤務時間 8:30～17:15（月曜日～金曜日）を基本とする。
(上記時間は休憩時間60分を含む。)
8. 休日・休暇 国立大学法人お茶の水女子大学職員勤務時間、休暇等に関する規程による。
休日：原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）
ただし、業務の都合上、上記休日を勤務日として勤務することがある。
休暇：年次有給休暇、病気休暇、特別休暇
9. 給　　与 国立大学法人お茶の水女子大学職員給与規程に基づき支給。
大卒／月給 259,600円～

修士修了／月給 271,400 円～
博士修了／月給 284,852 円～
(上記金額は、一律地域手当を含めた金額)
(給与は、学歴・職歴に応じて決定)

【モデル年収】

35 歳（4 年制大学卒、新卒採用）／500 万円

10. 手 当 国立大学法人お茶の水女子大学職員給与規程に基づき通勤手当、住居手当、扶養手当、超過勤務手当及び期末・勤勉手当を支給する。
(ただし、通勤距離が 2 km 未満の場合は通勤手当を支給しない。また採用日が月の中途の場合は、通勤手当、住居手当、扶養手当は翌月から支給する。)
11. 退職手当 国立大学法人お茶の水女子大学職員退職手当規程に基づき支給。
12. 加入保険 労災保険、雇用保険、文部科学省共済組合に加入する。
13. 雇 用 主 国立大学法人お茶の水女子大学長
14. 受動喫煙を防止するための措置に関する事項 キャンパス内全面禁煙
15. 応募方法 履歴書（本学指定様式を使用すること、写真貼付、日中の連絡先（メールアドレス等）を明記）、職務経歴書（勤務経験のある方のみ）を下記の書類提出先に書留又は簡易書留で郵送（宅急便も可）または、メールにて送付すること。
郵送の場合は、封筒の表に「施設課職員応募書類在中」と朱書すること。
メールの場合は、件名を「施設課職員応募書類」とすること。
16. 応募締切 2026 年 1 月 29 日（木）必着
なお、応募者が多数となる場合は、繰上げて締め切る場合がある。
17. 選考方法 書類審査のうえ、面接を 2 回実施する。
書類審査（第 1 次審査）の合格者に対し面接（第 2 次審査）の日時について、担当から連絡する。面接（第 3 次審査）の日程は、第 2 次審査の合格時に併せて連絡する。
なお、面接等に係る旅費、宿泊費等は応募者の負担とする。
18. 面接予定日 第 2 次審査：2026 年 2 月 4 日（水）、又は 5 日（木）
第 3 次審査：2026 年 2 月 13 日（金）
なお、応募者が多数となる場合は、繰上げて面接を行う場合がある。
19. 書類提出先 〒112-8610 東京都文京区大塚二丁目 1 番 1 号
お茶の水女子大学 施設課 宛
20. 問合せ先 国立大学法人お茶の水女子大学 施設課長 見明さやか（みあけ）
電話：03-5978-5130
Mail：sisetsu-recruit@cc.ocha.ac.jp
お問い合わせは、できるだけメールでお願いします。

【備考】

1. 応募書類に、虚偽の記載があった場合には、採用取消や懲戒処分等の対象となります。
2. 応募書類は、本公募の用途に限り使用し、提出いただいた個人情報は正当な理由なし

に第三者へ 提供することは一切ありません。

3. 応募書類は返却いたしません。選考終了後、大学が責任を持って廃棄しますので御了承ください。ただし、応募書類の返却を希望する場合は、必ず、返送用封筒（切手等貼付、返送宛先明記）を 同封してください。
4. 本学は、次世代育成支援対策推進法（第13条）に基づく基準適合一般事業主（子育てサポート企業）として、厚生労働大臣の認定を受けています。「くるみんマーク」は、認定の証です

